

菟田港船舶入出港に関する基準

制定	平成	7年	3月	17日
改正	平成	11年	7月	15日
改正	平成	12年	7月	12日
改正	平成	30年	7月	12日
改正	平成	31年	4月	25日
改正	令和	2年	9月	7日
改正	令和	6年	3月	5日
改正	令和	6年	7月	1日

菟田港船舶安全対策協議会

菟田港に入出港する船舶は、当港における船舶の安全航行を図るため、本基準を遵守するものとする。

(基準の遵守)

- 1 本基準は、安全航行を合理的かつ効率的に行なうための入出港船舶相互間の約束事である。

(余裕水深の確保)

- 2 入出港する船舶は、入出港時の喫水の10%の余裕水深を確保しなければならない。この場合、水深は海図記載のものとし、潮汐は加味しない。
ただし、これにより難い船舶については、潮汐を加味して喫水の10%の余裕水深が確保されれば、入出港することができる。

(大型船舶の航行協力)

- 3 3,000G/T未満の船舶は、3,000G/T以上の船舶（以下「大型船舶」という。）の安全航行に協力するものとする。

(行き会い回避)

- 4 大型船舶相互の航路内での行き会いを回避するため、代理店等関係者は菟田港運航予定表等において大型船舶の運航調整を行うものとし、港湾管理者*はその結果に基づき、船舶の安全航行に必要な調整を行うこととする。また、船舶は代理店等関係者から大型船舶の動静を確認するとともに、目視等により他船の状況を把握し安全を確認のうえ入出港する。（※港湾管理者から業務を受託している者を含む。以下同様。）

(本航路の優先)

- 5 大型船舶を除く船舶の航行にあたっては、本航路と南航路入り口での出会いを防止するため、本航路を航行する船舶の航行優先に協力する。

(新航路の航行規制)

- 6 入出港時の喫水が10m以上の船舶（自動車専用船を除く）は、第2本航路を航行する。

(本航路の航行方法)

- 7 喫水が10m以上の船舶のうち電子海図情報表示装置（ECDIS）を搭載していない船舶は、入出港の際にGPSによる海図プロッターを搭載した曳船または警戒船（以下「マーカー船」という。）

を本航路内の水深12mと水深10mの境界線上に占位させ、その境界線上を先行させること。

(入港船舶の優先順位)

8 大型船舶の入港は、港湾管理者*が指示する場合のほか、本航路入り口、第2本航路入り口、航路合流部それぞれの到着順による。ただし、次の場合は到着順に優先し入港するものとし、その順位は以下のとおりとする。

- (1) 入港時の喫水に潮汐を加味して入港する大型船舶（以下深喫水船舶とする）
- (2) 南航路を利用する全長190m以上の自動車専用船（以下1L以上船舶とする）
- (3) 上記以外の第2本航路を利用して入港する大型船舶
- (4) 定期に入港する大型船舶
- (5) 本航路を利用して入港する大型船舶

なお、入港の際に出港船舶がある場合は、航路外の安全な場所で待機し、当該船舶が出港のための航路内航行を完了したことを確認した後に入港する。

(入出港の中止)

9 航路内及び港内では、原則として船舶は平均風速12m/s以上、視程1,000m以下のときは入出港を中止する。また、1L以上船舶は平均風速10m/s以上の時、視程1,000m以下の時は入出港を中止する。ただし、海難を避ける場合はこれらの限りでない。

(港内及び航路内における航行速度)

10 港内及び航路内の航行は、他船及び港湾施設に被害をあたえないように安全な速度で航行する。

(港内及び航路内での停泊及び錨泊の禁止)

11 港内及び航路内では、停泊及び錨泊はしない。

ただし、海難を避ける等のやむを得ない事由による場合は、船舶の責任において港内の安全が確保される場所に停泊又は錨泊する。この場合、停泊等の場所を管理者に報告し、その指示を受けること。

(VHF等の利用)

12 苧田港に入出港する船舶は、本基準の効果的運用を図るため、航行中については常時VHF16c hを聴取し、出港時についてはVHFその他の通信手段を活用し、常時連絡がとれる体制を備える。

(バース会議の開催)

13 本基準を遵守し安全航行を確保するため、各ユーザーで構成するバース会議を定期的で開催する。

(その他)

14 この基準の運用は、本協議会の総会で承認を受けた日から実施する。また、基準の改正についても同様とする。

以 上

附 則

(実施期日)

- 1 この基準は、平成7年3月17日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この基準は、平成11年7月15日から実施する。

(バース会議)

- 2 基準第13のバース会議は、次により開催する。

(1) 目的

大型船舶相互及び大型船舶とその他船舶との航路内での行き会い防止、本航路と第2本航路合流部及び本航路と南航路合流部での出会いを防止するため、各会員間で大型船舶の入出港に関する調整を行ない、船舶の安全航行を図ることを目的とする。

(2) 出席メンバー

- | | |
|----------|---|
| (イ) 事務局 | 福岡県苅田港務所 |
| (ロ) 会員各社 | |
| ①専用岸壁所有者 | 麻生セメント(株)、日産自動車(株)
UBE三菱セメント(株)九州工場、豊鋼材工業(株) |
| ②代理店 | 苅田港海陸運送(株)、伸栄運輸商事(株)、(株)JKライン
末広海運(株)、日本通運(株) |
| ③船舶運航会社 | (株)商船三井さんふらわあ、日産専用船(株)
プリンス海運(株)、日藤海運(株)、鶴丸海運(株) |
| ④曳船会社 | グリーン SHIPPING(株)、福島海運(株) |
| (ハ) 特別会員 | 内海水先人会 |
| (ニ) その他 | 必要に応じ会長が召集する |

(3) 開催日

原則、毎月1回、第2週金曜日の14時00分から苅田港務所会議室で開催する。
ただし、緊急に開催が必要となった場合は、会長の承認を得て事務局長が会議メンバーを召集する。

(4) 会議内容

- (イ) 入出港に支障を来す海上工事等を実施する関係先からの内容説明及び調整
- (ロ) その他苅田港における船舶の安全航行に関する事項

(5) 動静表の取扱い他

- (イ) 港湾管理者※が確認・調整した苅田港大型船入出港予定表は、苅田港運航予定表ロゲインページにより、各会員の関係船会社や関係船舶に周知する。
- (ロ) 動静に変更がある場合は、必ず変更が生じた時点で港湾管理者※へ連絡する。
- (ハ) 連絡体制は「フロー図」(別紙1)によることとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この基準は、平成12年7月12日より実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この基準は、平成30年7月12日より実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この基準は、令和元年6月14日より実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この基準は、令和2年9月7日より実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この基準は、令和6年3月5日より実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この基準は、令和6年7月1日より実施する。

以 上